

東北地方整備局オープンカウンター方式実施要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年3月31日法律第35号）第29条の3第5項に基づき実施する随意契約において、見積依頼を行い、見積合わせに参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）から見積書の提出を受け、最も有利な者を契約の相手方として決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第二号から第七号までに規定するもののうち、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

(見積依頼の方法等)

第3条 オープンカウンター方式による見積合わせを行うときは、見積依頼書（様式1）を、東北地方整備局で発注する場合は本局、東北地方整備局の各事務所（管理所含む）で発注する場合はそれぞれ発注する事務所（以下、「発注者」という。）において掲示及びホームページに掲載するほか、「調達ポータル（<https://www.p-portal.go.jp/>）」に公開する。

(参加資格)

第4条 見積合わせに参加できる者は、第5条の方法により、見積依頼書及び仕様書（以下、「仕様書等」という。）の交付を受けた者で、かつ、次の（1）から（5）に定められた要件を全て満たす者とする。

（1）予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（2）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」、「物品の製造」、「役務の提供等」又は「物品の買受け」で、東北地域の競争参加資格を有する者、又は当該参加資格を有しない者で見積合わせ日時までに競争参加資格認定を受けた者であること。

ただし、過去の契約実績等により履行能力があることを証明した者の参加を認める場合がある。

（3）東北地方整備局長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

（4）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（5）会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされているもの又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

2 参加希望者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第

54号)に抵触する行為を行ってはならない。

(仕様書等の交付)

第5条 参加希望者は、電子調達システム(以下、「G E P S」という。)から仕様書等を直接ダウンロードし入手することによって交付されたものとみなす。

なお、当面の間は希望があればF A Xによる交付も行うので、希望者は、仕様書等交付申請書(様式2)に必要事項を記入のうえ、発注者の契約担当課窓口へ提出またはF A Xにより送付し、発注者からF A Xにより仕様書等の交付を受けるものとする。

(見積書の提出)

第6条 参加希望者は、本要領及び交付された仕様書等を熟読のうえ、一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もることとし、見積書の提出は、G E P Sによる入力もしくは紙への記載で行うこと。

2 G E P Sで見積書を提出する場合は、消費税及び地方消費税を含めない金額を入力すること。

3 紙で見積書を提出する場合は、様式3または様式3に記載された事項を網羅した任意の様式により、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること。なお、提出にあたっては、発注者が示した期限までに、見積書を封筒に入れ、封かんの上、必ず件名及び提出者名を明記し(別紙を参照)、契約担当課窓口へ持参するか、郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9号に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によるものとする。

4 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

5 見積りに際し、物品は仕様書等で指定した規格とし、これを納入すること。ただし、指定した規格等と異なる規格で見積を行う場合は、同等以上の規格等とし、見積書の提出前に契約担当課に申し出て了解を得ること。申し出及び了解がない場合は規格外の物品の納入は認めない。

(見積合わせ)

第7条 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行う。その際、参加希望者の立ちは必要ない。立ち会いを希望する場合は、見積書提出時にその旨申し出ること。

(無効の見積り)

第8条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

一 参加資格のない者が行った見積り

二 様式3に記載された事項を網羅していない見積り(押印を省略する場合にあっては、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載がない見積り)

三 金額を訂正した見積り

四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り

- 五 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積り
 - 六 同一人の見積りで金額の異なる二通以上の見積り
 - 七 見積書提出期限までに提出又は到達しなかった見積り
 - 八 仕様書その他見積に関する条件に違反した見積り
 - 九 発注者から直接仕様書等を交付されていない者の見積り
 - 十 その他見積りに関する条件に違反した見積り
- 2 見積りが無効となった場合、無効後の見積りは認めない。

(契約の相手方の決定)

- 第9条 有効な見積りを行った者（以下、「参加者」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、当局に最も有利になる参加者を契約の相手方とする。
- 2 同価格の参加者が二人以上あるときは、紙くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。くじ引きの日程は、電話等で連絡する。くじに立ち会うことができない参加者がいる場合は、その参加者に代わって、発注者の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
 - 3 見積り合わせの結果は、契約の相手方のみにも通知し、後日、発注者のホームページ上で公開する。

(再度の見積り)

- 第10条 有効な見積りのうち、予定価格の制限に達した価格の見積りが無いときは、参加者に対して、再度の見積書の提出を求めることができる。
- 2 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、または再度の見積りによっても予定価格の制限に達した価格の見積りが無いときは、オープンカウンター方式見積り合わせは不成立とする。この場合においては、発注者において別途選定した者に見積りを依頼をすることができるものとする。

(契約の締結)

- 第11条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合には、発注者から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方となった日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを発注者に提出しなければならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、見積りはその効力を失う。
 - 3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後速やかに請書を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。
 - 4 契約の相手方が契約を結ばないときは、損害賠償の請求を行うことができる。

(その他)

- 第12条 この要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 2 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて参加希望者が負担するものとする。
 - 3 発注者の都合により見積合わせを取りやめることがある。
 - 4 契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合がある。
 - 5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - 6 契約の相手方が契約後に正当な理由なく、業務を履行しない場合等、不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができる。
 - 7 国が保有する個人情報を取り扱う場合は、東北地方整備局ホームページに掲示している「個人情報取扱事項」(<http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00013/k00730/nyusatu/kokoroe/h27kojinnjyouhou.pdf>)を熟読し、遵守すること。

(附 則)

本要領は、平成30年6月12日から適用する。

改正後の要領は、平成31年4月16日から適用する。

様式1、様式2及び様式3の「平成」については、2019年5月1日から「令和」に読み替えるものとする。

改正後の要領は、令和2年3月25日から適用する。

改正後の要領は、令和3年2月17日から適用する。